



- 消滅可能性都市のチャレンジに学ぶ
- M&A で失敗しないために準備しておくこと
- 認知症への備え～家族信託と成年後見人
- 「Job サボ」を活用した求人て助成金

消滅可能性都市のチャレンジに学ぶ

公道を使った自動車レースといえば、「F1 のモナコグランプリ」が有名ですが、日本初の公道レースは、2020 年 9 月 20 日、島根県江津（ごうつ）市で「A1 市街地グランプリ」が開催されました。江津市は、山陰地方の中では最も人口が少なく、県内で最も面積が狭い市となっています。1947 年には 4 万 7 千人いた人口が、現在 2 万 3 千人にまで半減し、20 年後には 1 万 4 千人の人口になると推定がされ、消滅可能性都市と危惧されています。主力産業である日本三大瓦の一つである石州（せきしゅう）瓦の出荷量が、2013 年には、約 6500 万枚あったものが、2019 年には 2643 万枚と 60%も減少してしまいました。

こうした厳しい環境の中、街おこしにつなげようと地元経営者らが 7 年がかりで実現にこぎつけたのが、この公道自動車レースのプロジェクトです。駅周辺の市街地を使用しますから、警察からの道路使用許可をはじめ、どう規制をクリアするか、消防・救急車両にはどう対応すればいいのか、郵便局の集荷の時間への対応は、地元自治体の協力をどう取り付けるか、ボランティアの確保をどうしたらいいのか、資金的に成り立つのか、数々の難題に直面します。

しかし、「困難なことに挑戦できる街をアピールし、人や企業を呼び込みたい。」という想いが実現し、その想いをのせて、11 台のカートをプロレーサーが操り、疾走することができました。まとめ役である A1 市街地レースクラブの上口剛秀代表は「消滅可能性都市に、可能性を見出そうと思ったのです。元気で新しいことにチャレンジする街というのが、メインの考え方。それを日本全国に向けて PR したいなと思いました。さらに今後は、市街地グランプリの開催地を複数箇所に広げ、シリーズ戦にしていきたい。そして技術開発の実験場、展示の機会としての価値を生み出し、さらに多くの参加者が集まり、挑戦できるイベントにしたい。そして数年後には、車格の大きな”マシン”を走らせたい。」と語っていました。

東洋経済の推計*によると、2045 年時点の日本の人口は 1 億 6 百万人程度となり、**人口が 30 年間で 2 千万人以上減ると予想**されています。とくに地方での人口減少には歯止めがかからず、2045 年の推計人口が 1 万人を下回る市が 23 市あるほか、2015 年の人口に比べ 50%以上の減少となる予測の市も 49 市も存在しています。ランキングでワースト 1 位となった歌志内（うたしない）市は、北海道のほぼ中心に位置する全国で一番人口が少ない市で、かつては夕張市と同様に石炭産業で栄えました。ピーク時（1948 年）に 4 万 6 千人を超えた人口は、石炭産業の衰退とともに 10 分の 1 以下となり、現在 3 千人で 2045 年には 1 千人の大台も下回る見通しです。**高齢化率も現在 53%**で上昇の一途です。

このように、衰退の著しい地域の共通点は、かつての基幹産業が振るわない点にあります。これは日本の姿そのものにも似ていると思います。米国においては、時価総額で 1 番の会社との入れ替わりが起き、新しい産業への新陳代謝が図られています。しかし、日本で総額 1 位はトヨタのままで、そのトヨタも世界では 48 位です。1989 年の時は、NTT が世界一位だけでなくトップ 10 社のうち 7 社が日本でした。

人口減少や高齢化により、基幹産業が衰退していく社会や組織の衰退を食い止めるには、新しいチャレンジ、既存事業の見直しを行うことが必要であり、場合によっては売却や廃棄等による経営革新が、国や地域、企業等の各組織において、ますます必要になっていると感じます。このような経営環境の中、衰退していくと烙印を押された街の想い溢れたチャレンジに、勇気と元気を我々経営者にいただいたなと感じました。

*東洋経済 将来「人口が激変する」500 自治体ランキング <https://toyokeizai.net/articles/-/291721>



成迫 升敏

M&Aで失敗しないために準備しておくこと

国内のM&Aの件数は、後継者不在の解決策の一つとして増加してきました。レコフM&Aデータベース(※1)によると、公表されている国内企業同士のM&A件数は、2015年の1,663件から2019年の3,000件へと増加しています。現在は、潜在的な事業承継ニーズに加え、コロナショックの影響もあり、M&Aニーズが増加しています。そこで今回は、M&Aを実行するために譲渡企業が準備しておくべきことをお伝えします。その中でも優先順位が高い事項について3つの項目を列挙しました。

※1：日本のM&A市場、業界再編動向、企業戦略などの分析ツール <https://www.marr.jp>

1.株主を整理、把握する

中小企業では、相続や取引先との株式持ち合いなどにより、株主が**分散**しているケースが多くあります。M&Aを成立させるためには、譲受企業に株式を譲渡する必要があるため、事前に株主の同意を得ることや株式を集約するためには**株主との話し合いを行う必要**があります。また、過去の株主の変遷が把握できない場合もあります。譲渡を検討する際には**早い段階**で現状を把握し、対応策を検討することが望ましいです。

2.会社の財産を整理する

特に注意しておく点を2点あげさせていただきます。

①資産

資産で注意すべきなのが、**会社名義の個人資産の取り扱い**です。中小企業では、経営者の個人資産(役員等が利用している車、自宅を兼ねている事務所、福利厚生施設の会員権等)を**会社名義**にしているケースがあります。M&Aの成立後に個人に移転させると、**譲受企業に迷惑が掛かる場合や移転できない可能性**があります。譲渡の検討段階で個人に移転させたい資産を**明確にし、対策を検討**することが望ましいです。

②負債

負債では、**役員等からの借入金**です。譲渡対価に含めて考えられるケースがあり、返済金額が調整される可能性があります。M&Aの成立を高めるためには、**借入金をできる限り返済**しておく方が望ましいです。

3.関係者(特に家族)で事業承継の方針を決める

M&Aを進める際には、関係者との合意が重要です。

家族、親族と話し合いをせずに、代表者がM&Aを進めていたケースでは、下記のような事が起こりました。

①**娘婿**：「お義父さんの仕事を継ぎたいです。一から仕事を教えてください！」



②**甥っ子**：「この会社には経営者になるつもりで入社しています。そろそろ株式を買い取らせてください！」



双方ともに代表者にとっては嬉しい言葉だったのですが、すでに、譲受企業と条件交渉に進むタイミングでした。結果的に親族への承継を進めることになりましたが、**多くの労力と費用**を要しました。社長の奥様からは「やっと仕事を離れることができると思ったのに」という言葉がありました。また、M&Aで現金化する予定だった自社株の取り扱いについての検討が必要となりました。このような事が起こらないよう関係者、特に家族で事業承継についてじっくりと話す機会を作ることが望ましいです。

今回は、優先順位が高い事項を列挙しました。M&Aを実行する際に検討、整理する事項は企業によって異なり、多岐に渡ります。事前準備がどの程度行えているかによって成約時期、可能性が変わってきます。M&Aの実行に際しての詳細を知りたい方、また、M&Aを検討されている方は、弊社のM&A担当部署までご連絡下さい。

M&A 事業部 松澤 寿史

認知症への備え～家族信託と成年後見人

『家族信託』が一般に知られるようになりました。今年に入り、長野県内の銀行においても信託専用口座の取り扱いが開始し、今後はより身近な存在になることでしょう。**家族信託**は、認知症への備えとして注目を集めていますが、認知症への備えとしては**成年後見制度**もあります。家族信託は成年後見制度に代わる新たな備えになるのでしょうか。「親」と「子」を例にあげ、比較をしてみます。

Q1.家族信託とは

資産を持つ方（親）が、自身の財産を信頼できる家族（子）に託す契約をし、子は親から託された財産をその契約に従い管理・処分をする仕組みを「**家族信託**」といいます。例えば、親が1,000万円を自身の生活費及び医療費、自宅の修繕費用に充てる目的で子に託し、家族信託契約を締結したとします。子は、託された金銭を契約目的に従い**金銭管理**を行います。その任務は**親の判断能力低下後**も継続します。親から託された金銭（この例では1,000万円）の預け先として、前述の信託専用口座を利用します。

Q2.成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない方（親）について、親の権利を守る**援助者**（成年後見人など）が、**親を法律的に支援する制度**です。この援助者が子が担う場合には、親に代わり親の**財産を管理**したり、必要な契約を結んだりしながら親を保護、支援します。

Q3.家族信託と成年後見制度の違い

①開始時期

家族信託は、スタート時期を契約で定めることができます。親に「もう金融機関に行くのが大変だから子に任せてしまいたい」などの**希望**があれば、契約と同時にその財産を子に任せることが可能です。**成年後見制度は、**判断する能力が十分でない方をサポートするためにありますので、**親の判断能力が十分でない状況**にならないとスタートできません。

②範囲

家族信託は、信頼できる**家族に自身の財産を託す**契約です。託された財産以外の財産については、関与できません。例えば、親の自宅を売却して親の生活費に充てたい状況が生じても、親が子に対し自宅を託す契約がされていないと、**子は親に代わって処分**できません。成年後見制度においては、成年後見人は親の代理人としての役割を果たしますので、親の保護、支援に必要な状況であれば、子は家庭裁判所の許可を得て自宅を処分し、親の今後の生活費に充てるのが可能です。家族信託は、「親が託した財産」のみが対象となりますが、成年後見制度では「親自身の保護・支援」のために必要な行為を行います。

③監督

家族信託では、子は契約の内容に従い、親が託した財産の運用・管理・処分などをします。子の行為を監督する者（信託監督人）を設置することはできますが、**義務**ではありません。成年後見制度においては、子は、家庭裁判所に成年後見人として行った**仕事の報告**をし、**必要な指示**を受けなければなりません。家庭裁判所は「親の財産を親のために維持管理する目的」に沿った仕事をしたかどうかを監督します。

まとめ

家族信託と成年後見制度の概要、その違いについて簡単にご紹介しましたが、実際にはもっと複雑で、上記以外の違いも沢山あります。それぞれの特徴、長所短所を十分に理解し、どちらを利用することが適切なのか、または併用が良いのか、など検討をする必要があります。ご相談承ります。お気軽にお問い合わせ下さい。



相続手続支援センター 清水 あゆ子

「Job サポ」を活用した求人で助成金

新型コロナウイルス感染症の影響等による県内失業者の増加に対応するため、長野県は「Job サポ（長野県就業支援デスク緊急就業サポート事業）」を8月に立ち上げました。さらに11月からは、その事業を拡充させた事業者向けの助成金事業をスタートしています。

この「長野県緊急雇用対策助成金」は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、失業した方を令和3年3月31日までの間に「Job サポ」を利用して正社員として新たに雇い入れ、3か月以上継続して勤務させた事業所には、一人あたり最大45万円（給与3か月分 補助率2/3 補助上限15万円/人・月）が支給されるというものです。

県内全域のさまざまな業種、職種が対象となっており、もちろん医療機関・介護事業所の求人も対象となっています。例えば看護師、衛生士、介護福祉士、事務員などの職種で求人を検討されている場合は、Job サポのホームページから職種ごとに求人登録を行うことで、Job サポに登録している求職者の紹介を受けられます。さらにJob サポに登録している求職者を正社員として雇い入れ、一定の要件を満たせば助成金支給の対象となることから、現在求人を検討されている医院・事業所にとっては朗報と言えるでしょう。助成金の申請期限など詳しくはJob サポホームページにてご確認ください。

(https://www.adecco.co.jp/client/slp/jobsapo_nagano)



【ポイント①】 「正社員」として雇い入れ

「雇用期間の定めのない」労働契約を結び、雇用保険に加入させる必要があります。

試用期間という意味合いで、最初の数か月を「雇用期間の定めがある」契約にしているケースもあるかと思いますが、この形態では助成金対象外になってしまう恐れがありますのでご注意ください。

【ポイント②】 「介護・建設・農業」の業界には特典

未経験者が異業種から「介護・建設・農業」の業界に正社員として就職し、3か月以上継続して就業した場合は、本人にキャリア形成支援金10万円が支給されるという特典もあります。

【ポイント③】 他の助成金との併給不可

雇い入れる正社員について、特定求職者雇用開発助成金やトライアル雇用助成金などの他の助成金等との併給はできませんので、以下の表で比較し、ご検討のうえ申請下さい。

管轄	助成金名	支給額
厚生労働省	労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）	30万円から
	トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）	12万円まで
	特定求職者雇用開発成金 （特定就職困難者コース・生涯現役コース）	60万円から （短時間労働者以外）
	中途採用等支援助成金（中途採用拡大助成）	30万円から
長野県	長野県緊急雇用対策助成金	45万円まで

表 主な雇入れ支援助成金と一人当たり受給額の目安
高橋 由一



昨年は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼を申し上げます。
本年も社員一同、皆様にご満足いただけるサービスを心がける所存でございますので、変わらぬご愛顧を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

税理士法人 成迫会計事務所 社員一同

